

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第35条第3項(第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理又は修理等に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第37条第4項	き損している重要文化財の修理に関する指揮監督			
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	重要文化財の現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る
文化財保護法	第46条の2第2項	管理団体による買い取りに対する補助	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。)	重要文化財の公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第1項	所有者等以外による重要文化財の公開の許可に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存する場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第53条第3項	所有者等以外による重要文化財の公開の許可に関する許可条件の指示に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存する場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第53条第4項	所有者等以外による重要文化財の公開の停止命令及び許可の取消しに係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存する場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第84条第2項において準用する第51条第5項	重要有形民俗文化財の公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第1項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第2項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の指示及び命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関が行う発掘に関して協議を求める旨の通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する協議に係る通知および書面の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第94条第4項	国の機関が行う発掘に関する勧告に係る通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関して協議を求める旨の通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する協議に係る通知および書面の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第4項	国の機関等の遺跡の発見に関する勧告に係る通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第129条第2項において準用する第35条第3項	重要文化財の管理等に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	経由事務

【備考】平成28年5月以降、法令改正により新たに発生した事務

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第43条第1項	重要文化財(一部)の現状変更等の許可等	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第1号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第43条第3項	重要文化財(一部)の現状変更等の許可に関する指示			
文化財保護法	第43条第4項	重要文化財(一部)の現状変更等の許可の停止及び取り消し			
文化財保護法	第53条第1項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る
文化財保護法	第53条第3項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る
文化財保護法	第53条第4項	重要文化財(一部)の公開の許可及び取消し並びに停止命令	中核市	都	指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る
文化財保護法	第54条	重要文化財(一部)の環境状況の報告を求める	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第1号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第55条	重要文化財(一部)の現状又は管理、修理、もしくは環境保全の状況についての実地調査	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第1号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第100条第2項	発見した文化財の所有者が判明しないときの警察署長への通知	中核市	都	
文化財保護法	第101条	文化財である埋蔵物の提出受理	中核市	都	
文化財保護法	第102条	文化財である埋蔵物の鑑査	中核市	都	
文化財保護法	第185条	出品された重要文化財等の管理	中核市	都	

【備考】平成28年5月以降、法令改正により新たに発生した事務
